

平成28年度 第3回

大阪府都市計画審議会 会議録

日 時：平成29年2月10日（金）

午前10時～午前11時15分

場 所：大阪市中央区本町橋2番31号

シティプラザ大阪2階 「燦」

議 題

【審議案件】

議第414号「北部大阪都市計画都市再開発の方針の変更」について

議第415号「東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更」について

議第416号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について

議第417号「北部大阪都市計画道路の変更」について

議第418号「北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更」について

議第419号「南部大阪都市計画緑地の変更」について

議第420号「大阪都市計画河川の変更」について

議第421号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置（枚方市）」について

【報告案件】

「都市計画公園のあり方」について

平成28年度第3回大阪府都市計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考	
1	学識経験の者 あ る	小林 潔 司	京都大学大学院教授	出	会長 会長代理	
2		矢守 克 也	京都大学教授	欠		
3		塚口 博 司	立命館大学教授	欠		
4		近藤 明	大阪大学大学院教授	出		
5		滋野 由紀子	大阪市立大学大学院教授	出		
6		嘉名 光 市	大阪市立大学大学院准教授	出		
7		加我 宏 之	大阪府立大学大学院准教授	欠		
8		石黒 暢	大阪大学大学院准教授	欠		
9		中谷 清	大阪府農業会議会長	欠		
10		乾 恵美子	大阪商工会議所女性会副会長	出		
11		中川 元	弁護士	出		
12	関係行政機関 の職員	徳田 正 一	近畿農政局長	出	代理:農村計画課長 阪口 正博	
13		池森 啓 雄	近畿経済産業局長	欠		
14		池田 豊 人	近畿地方整備局長	出		代理:環境調整官 寺山 正樹
15		若林 陽 介	近畿運輸局長	出		
16		村田 隆	大阪府警察本部長	欠		代理:計画調整官 川合 宏和
17	府 議 会 議 員	西林 克 敏	府議会議員(維新)	出		
18		うるま 讓 司	府議会議員(維新)	出		
19		上田 健 二	府議会議員(維新)	出		
20		やまのは 創	府議会議員(維新)	出		
21		西川 のりふみ	府議会議員(自民)	出		
22		松本 直 高	府議会議員(自民)	出		
23		肥後 洋 一朗	府議会議員(公明)	出		
24		山下 浩 昭	府議会議員(公明)	出		
25	市町村の長を 代表する者	田中 誠 太	大阪府市長会会長	出		
26		松本 昌 親	大阪府町村長会会長	出		
27	市町村議会の 議長を代表 する者	中山 敏 数	大阪府市議会議長会会長	出		
28		井上 昭 司	大阪府町村議長会会長	出		
29	大阪市長及び 大阪市会議長	吉村 洋 文	大阪市長	欠		
30		木下 誠	大阪市会議長	出		代理:大阪市会副議長 加藤 仁子

※ 委員30名中22名出席

平成28年度第3回大阪府都市計画審議会臨時委員名簿

番号	職名	氏名	関連議案番号	出欠
1	茨木市副市長	大塚 康央	議題417号 議第418号	出
2	摂津市長	森山 一正	議題417号 議第418号	出
3	摂津市議会議長	野原 修	議題417号 議第418号	出

平成28年度第3回大阪府都市計画審議会幹事名簿

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	都市整備部長	吉村 庄平	出	
2	都市整備部技監	井出 仁雄	欠	
3	事業管理室長	山田 順一	出	
4	都市計画室長	柴崎 啓二	出	臨時幹事:公園課長 増山 和弘
5	計画推進課長	大森 浩一	出	臨時幹事:計画推進課参事 水谷 経輔 臨時幹事:計画推進課参事 中村 純二
6	交通道路室長	森岡 武一	※	臨時幹事:道路整備課参事 安渡 優
7	河川室長	福井 淳太	※	臨時幹事:河川整備課長 谷口 友英
8	下水道室長	長谷川 明巧	※	臨時幹事:事業課課長補佐 丸毛 篤也
9	港湾局長	辰谷 義明	欠	
10	住宅まちづくり部長	堤 勇二	欠	臨時幹事:建築防災課長 鶴田 和幸
11	住宅まちづくり部技監	山下 久佳	欠	
12	住宅まちづくり部理事	芝池 利尚	出	
13	都市居住課長	三崎 信顕	欠	
14	建築指導室長	澤田 範夫	欠	
15	住宅経営室長	山添 光訓	欠	
16	危機管理室長	武井 義孝	欠	
17	企画室長	吉田 真治	※	臨時幹事:計画課参事 門田 江平
18	市町村課長	土屋 俊平	※	臨時幹事:市町村課主査 黒岡 秀徳
19	福祉総務課長	中川 和明	欠	
20	健康医療総務課長	西野 誠	欠	
21	環境衛生課長	山形 三津留	欠	
22	商工労働総務課長	生澤 克彦	※	臨時幹事:商工労働総務課総括主査 築澤 慎一
23	みどり推進室長	勝又 章	※	臨時幹事:森づくり課参事 池口 直樹
24	循環型社会推進室長	棗 一彦	※	臨時幹事:産業廃棄物指導課主査 松田 尚通
25	環境管理室長	中西 康雄	欠	
26	農政室長	南部 和人	※	臨時幹事:整備課総括主査 尾本 啓
27	府民文化総務課長	奥平 薫	※	臨時幹事:府民文化総務課主査 上杉 敏文
28	教育総務企画課長	後藤 克己	※	臨時幹事:教育総務企画課副主査 岩倉 涼子
29	施設財務課長	土佐 泰豊	※	臨時幹事:施設財務課課長補佐 渋谷 正利
30	文化財保護課長	星住 哲二	※	臨時幹事:文化財保護課総括主査 中西 裕見子
31	府警本部交通規制課長	横山 晃司	※	臨時幹事:交通規制課管理官 染川 克己

平成28年度第3回大阪府都市計画審議会臨時幹事名簿

番号	職名	氏名	関連議案番号	出欠
1	豊中市都市計画推進部長	半田 政明	議第414号	出
2	豊中市都市計画推進部参事 兼 都市計画課長	土井 清治	議第414号	出
3	守口市都市整備部長	馬場 正人	議第415号 議第420号	出
4	守口市都市計画課長	河村 良太	議第415号 議第420号	出
5	河内長野市都市づくり部長	深海 秀友	議第416号	出
6	河内長野市都市創生課長	山田 耕司	議第416号	出
7	茨木市都市整備部長	鎌谷 博人	議第417号 議第418号	出
8	茨木市都市整備部次長 兼 都市政策課長	田邊 武志	議第417号 議第418号	出
9	摂津市建設部次長	土井 正治	議第417号 議第418号	出
10	摂津市都市計画課参事	小寺 健二郎	議第417号 議第418号	出
11	泉南市都市整備部長	奥田 雅則	議第419号	出
12	泉南市都市整備部次長 兼 都市計画課長	稲垣 豊司	議第419号	出
13	大阪市都市計画局計画部長	角田 悟史	議第420号	出
14	大阪市都市計画課長	山田 裕文	議第420号	出
15	枚方市都市整備部長	島田 雅彦	議第421号	出
16	枚方市開発指導室開発審査課長	新内 康芳	議第421号	出

目 次

1 開会.....	1
2 議第414号「北部大阪都市計画都市再開発の方針の変更」につて.....	3
3 議第415号「東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更」について....	6
4 議第416号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について.....	9
5 議第417号「北部大阪都市計画道路の変更」 議第418号「北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更」について.....	11
6 議第419号「南部大阪都市計画緑地の変更」について.....	17
7 議第420号「大阪都市計画河川の変更」について.....	21
8 議第421号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置(枚方市)」について.....	24
9 「都市計画公園のあり方」について(報告案件).....	29
10 閉会.....	32

1 開 会

(午前10時開会)

【司会】 皆様おはようございます。

審議会の開催に当たりまして、事務局から御協力のお願いを申し上げます。

携帯電話はマナーモードに設定していただきますよう、お願いします。

次に、報道関係の皆様には、審議会の開会后5分間は、フリーで撮影していただいて結構ですが、その後は審議の妨げにならない範囲で取材をしていただきますようお願いいたします。

また、傍聴の皆様におかれましては、先にお配りしております傍聴要領をお守りいただき、審議会開会中はご静粛にお願いします。

それでは、定刻となりましたので、ただ今から平成28年度第3回大阪府都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は本日の司会を務めます、都市計画室計画推進課の奥林と申します。どうぞよろしくお願いします。

本日の審議会は30人中22人の委員の方々にご出席をいただき、臨時委員を含めまして、大阪府都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、定足数を満たし、有効に成立していることを御報告いたします。

なお、本審議会は公開で行いますので、よろしく申し上げます。

続きまして、本日は、臨時委員3名の方々にご出席いただいておりますのでご紹介いたします。

議第417号議案及び議第418号に関連して、茨木副市長、大塚委員でございます。

【大塚 委員】 おはようございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 摂津市長、森山委員でございます。

【森山 委員】 おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 摂津市議会議長、野原委員でございます。

【野原 委員】 おはようございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 なお、お配りした委員配席表には、加我委員の記載がございますが、公務のため御欠席との御連絡をいただいております。

御紹介は以上でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして、お配りしている資料の確認をさせていただきます。お手元の配布資料一覧をご覧ください。

①配付資料一覧及び委員配席表。両面になっております。

②大阪府都市計画審議会条例及び規則。

③議題及び付議案件一覧。これは両面になっております。委員名簿及び幹事名簿。これも両面になっております。

④資料1、審議会議案書。

⑤資料2、審議会資料。

⑥資料3-1、平成28年度第4回大阪府都市計画公聴会の公述人の意見に対する大阪府の考え方。

⑦資料3-2、平成28年度第4回大阪府都市計画公聴会速記録

⑧資料4、北部大阪都市計画道路の変更に対する意見書の要旨と大阪府の見解

⑨資料5、都市計画公園のあり方について

以上、資料は9点ございます。

なお、委員及び幹事の皆様には、議案説明時の「パワーポイントの表示画面」を議案ごとにまとめた補助資料も、お手元に配布しております。

漏れている資料等は、ございませんでしょうか。ありましたら、おっしゃってください。大丈夫でございますか。

それでは、大阪府都市計画審議会条例第5条第1項において、会長が当会議の議長になると定められておりますので、小林会長に議事進行をお願いしたいと思います。

小林会長、よろしく申し上げます。

【小林 会長】 おはようございます。

本審議会の会長を務めております小林でございます。よろしく申し上げます。

委員の皆様には、本日お忙しいところ御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいまから、平成28年度第3回大阪府都市計画審議会の議事に入ります。

今回、御審議をいただきます案件は、あらかじめ皆様のお手元にお届けいたしました議案書のとおり、北部大阪都市計画都市再開発の方針の変更を含みます8議案でございます。

最初に御審議いただきますのは、議第414号でございますが、その内容について幹事に説明をさせます。

2 議第414号「北部大阪都市計画都市再開発の方針の変更」について

【幹事 大森計画推進課長】 大阪府都市整備部都市計画室計画推進課長の大森でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議第414号「北部大阪都市計画都市再開発の方針の変更」について、御説明いたします。

資料1、議案書の1ページから6ページ、資料2、議案書資料の1ページから3ページでございます。

まず都市再開発の方針について説明致します。

「都市再開発の方針」は、都市計画法第7条の2において、都市計画に定めることができることとされております。また、都市再開発法第2条の3において、別表1「計画的な再開発が必要な市街地」と、別表2「計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」、いわゆる「再開発促進地区」を明らかにした都市再開発の方針を定めるよう努めるものとされております。

「計画的な再開発が必要な市街地」において、地区の「概ねの位置」、「再開発の目標」、「土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針」を定め、「再開発促進地区」においては、地区の「区域」、「整備又は開発の計画の概要」を定めることとなっております。

都市再開発の方針を定めることで、駅前などの地域の拠点で駅前広場、道路等の基盤施設が未整備で、十分に都市機能が発揮されていない地区や、土地の高度利用を図るべき地区、防災上課題がある地区などの再整備を促進します。

都市再開発の方針を定めることの策定効果は、国及び地方公共団体に事業実施やその他必要な措置を講ずる努力義務が生じます。

さらに、再開発促進地区の指定により、事業用資産の買換え特例や軽減税率などの税制の特例の適用などを受けることが可能となります。

都市再開発の方針は、都市計画区域マスタープランの改定とあわせて、概ね5年毎の一斉見直しを基本としておりますが、再開発事業において、地域住民の合意形成等の地元との連携を図ることが不可欠であり、機動的な対応が必要であるため、都市再開発の方針のうち「再開発促進地区」の

追加・削除・変更については、随時見直しの対象とし、事業の進捗や社会状況の変化等を踏まえて、見直しを実施することとしております。

「北部大阪都市計画都市再開発の方針」において、現在、「計画的な再開発が必要な市街地」を6地区で指定し、そのうち「再開発促進地区」を3地区で指定しています。

今回の変更において、「再開発促進地区」について、豊中市の新千里東町近隣センター地区の1地区の追加を行います。

まちびらきから50年以上経過した千里ニュータウンにおいて、更なるまちの活力の発展等を目的とし、平成19年に「千里ニュータウン再生指針」を大阪府・豊中市などで策定いたしました。

地域のサービス拠点として重要な役割を担う近隣センターは、当指針において、「既存ストックの活用、建替えや商業施設の整備などによる活性化を進める」と位置付けてられています。

「新千里東町近隣センター地区」は北大阪急行南北線「千里中央駅」から北東約800mに位置しています。

本地区において、周辺住民に身近な購買機能や公共広場機能などを提供するために、現在の近隣センターが開発されました。

しかし、開設から約50年が経過し、施設の老朽化や機能の衰退がみられており、建替えや機能更新に向けての熟度が高まっています。

このことから、周辺居住地の日常生活に必要なサービス機能を提供する地域拠点として、機能の更新及び充実を図るため、当該地区を「再開発促進地区」に定めるものです。

なお、本地区において「計画的な再開発が必要な市街地」と考えられる区域が「再開発促進地区」の区域と同等であるため、「再開発促進地区」のみを指定するものです。

都市再開発の方針の変更に関連して、豊中市が決定する都市計画につきましては、本年1月26日に開催されました豊中市都市計画審議会において承認されております。

都市計画の案の作成にあたり、平成28年8月3日から2週間、公述人の募集をいたしましたところ、公述の申出はございませんでした。

また、平成28年11月16日から2週間、案の縦覧を行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。

【小林 会長】 ありがとうございます。

ただいま、幹事から説明を受けました議案につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

特に御質問、御意見がございませんようですので、表決に入ります。

議第414号を原案どおり承認することについて、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【小林 会長】 御異議がないようですので、原案どおり可決いたします。

次に御審議いただきますのは、議第415号でございます。その内容について幹事に説明をさせます。

3 議第415号「東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更」について

【幹事 大森計画推進課長】 議第415号「東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更」について御説明いたします。

資料1、議案書の7ページから11ページ、資料2、議案書資料の5ページから7ページでございます。

「防災街区の整備の方針」は、都市計画法第7条の2において、都市計画に定めることができるとされております。また、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条において、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」、いわゆる「防災再開発促進地区」等を明らかにした「防災街区の整備の方針」を定めることができるとされております。

方針の構成としまして、前文に、市街地の整備の方針、別表に、防災再開発促進地区を定めており、防災再開発促進地区においては、地区の「区域」、「整備又は開発の計画の概要」を定めております。

策定の目的は、道路等の公共施設が未整備で、狭小な敷地に老朽化した建築物が建ち並び、防災上危険な密集市街地について、公共施設の整備や建築物の不燃化・耐震化の促進など防災性向上のための取組み方針を示すものです。

策定の効果は、国及び地方公共団体は、方針に従い、事業実施やその他必要な措置を講ずる努力義務が生じるとともに、具体的な事業の実施の方針をあらかじめ関係権利者等に明らかにすることができます。

また、「防災再開発促進地区」の指定により、延焼等危険建築物に対する除却の勧告等が可能となります。

防災街区の整備の方針は、都市計画区域マスタープランの改定と併せて、概ね5年毎の一斉見直しを基本としておりますが、密集市街地では、東南海・南海地震等の大規模地震により、建物倒壊や火災等の広域的な被害を受ける可能性があり、早期に防災街区としての整備を図る必要があるため、密集市街地の整備に関する方針である、「防災再開発促進地区」の追加・

削除・変更については、随時見直しの対象とし、事業の進捗や社会状況の変化等を踏まえて、見直しを実施することとしております。

東部大阪都市計画防災街区の整備の方針において、「防災再開発促進地区」は、現在、6地区で指定をしており、今回の変更において、守口市の東部地区の1地区の追加を行います。

守口市の東部地区は、大日駅の東側に位置しており、高度経済成長期の人口増加に伴い、多くの住宅が建設された地区です。

当該地区では、狭隘な道路が多く、公園などの公共施設が整備されておらず、長屋住宅や文化住宅などの老朽化した木造賃貸住宅が密集して建ち並んでいることから、災害時の避難等に支障をきたす恐れがあるなど、防災上の課題を抱えております。

この様な課題を解消するため、「防災再開発促進地区」に定めるものです。

防災街区の整備の方針に関連した、守口市が決定する都市計画である防災街区整備地区計画につきましては、本年2月3日に開催されました守口市都市計画審議会において承認されております。

都市計画の案の作成にあたり、平成28年8月3日から2週間、公述人の募集を致しましたところ、公述の申し出はございませんでした。

また、平成28年11月16日から2週間、案の縦覧を行ないましたところ、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。

【小林 会長】 ただいま、幹事から説明を受けました議案につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、御意見、御質問がないようですので、表決に入ります。

議第415号を原案どおり承認することについて御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【小林 会長】 ありがとうございます。御異議がないようですので、原案どおり可決いたします。

次に御審議いただきますのは、議第416号でございます。その内容について、幹事に説明をさせます。

4 議第416号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について

【幹事 大森計画推進課長】 議第416号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について、御説明いたします。

資料1、議案書の13ページから15ページ、資料2、議案書資料の9ページから11ページでございます。

まず、区域区分の変更、いわゆる、市街化区域及び市街化調整区域の変更について、ご説明致します。

大阪府では、概ね5年に1度、府内一斉の見直しを実施しておりまして、昨年度の本審議会において、第7回目の一斉見直しについてご承認頂き、3月末に告示したところでございます。

この一斉見直し時において、今後5年以内に事業実施が見込まれる地区の位置を保留区域として、都市計画区域マスタープランに位置付けております。

保留区域は、計画的な開発事業や土地利用の計画が明確になった時点で、都市計画の手続きを進め、市街化区域に編入することができます。

南部大阪都市計画区域においては、10地区を保留区域として位置付け

ており、昨年夏の本審議会では、関西国際空港2期島地区の一部について、市街化区域編入のご承認を頂いたところです。

今回、河内長野市の南花台地区において、土地利用の計画が明確になったことから、「南花台西小学校跡地地区」として、市街化区域へ編入するものです。

「南花台西小学校跡地地区」は、河内長野市役所や大阪外環状線より南側、南海三日市町駅から南西約2kmに位置している南花台地域の南側の市街化調整区域でございます。

河内長野市の都市計画マスタープランでは、生活拠点と位置付けられている商業施設周辺部からの徒歩圏に位置しています。

本地区の経緯について説明致します。

本地区の北側に隣接する南花台地域は、昭和45年から開発されたニュータウンであり、昭和62年に第2回の一斉見直しにおいて、市街化区域に編入致しました。

南花台西小学校は、小学校児童数の増減に合わせ、平成2年に開校し、平成25年に閉校となりました。

その後、暫定的に地域の交流スペースとして活用しつつ、河内長野市が、跡地活用について検討を進めておりました。そのような中、昨年3月に市と医療法人との間で、看護系専門学校の立地に関する基本協定が締結されました。

さらには、その後、当該地区において、市が地区計画を定め、大学、専修学校、集会所等の立地に限定するといった用途制限や、地区施設として緑地が定められました。

以上のことから、土地利用の計画が確実となったため、南花台西小学校跡地の区域、約2haを、今回、市街化区域へ編入するものであります。

なお、区域区分の変更に関連して、河内長野市が決定する都市計画につきましても、用途地域及び高度地区があります。用途地域は、第1種中高層住居専用地域の指定、高度地区は、第2種高度地区の指定が行われます。

これらの計画については、本年1月19日に開催されました河内長野市都市計画審議会において承認されており、区域区分の変更と併せて告示される予定でございます。

都市計画の案の作成にあたり、平成28年8月3日から2週間、公述人の募集を致しましたところ、公述の申出はございませんでした。

また、平成28年12月5日から2週間、案の縦覧を行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。

【小林 会長】 ただいま、幹事から説明を受けました議案につきまして御意見、御質問はございませんでしょうか。

ございませんか。

御意見、御質問がございませんようですので、表決に入ります。

議第416号を原案どおり承認することについて御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【小林 会長】 御異議がないようですので、原案どおり可決いたします。

次に御審議いただきますのは、議第417号でございますが、次の議第418号と相互に関連する内容でございますので、一括して幹事に説明をさせます。

5 議第417号「北部大阪都市計画道路の変更」

議第418号「北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更」について

【幹事 大森計画推進課長】 議第417号「北部大阪都市計画道路の変更」及び議第418号「北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更」の2案件は、相互に関連がございますので、一括して御説明いたします。

資料1 議案書17ページから23ページ、資料2 審議会資料13ページから21ページでございます。

本案件は、摂津及び茨木市域において、阪急電鉄京都線の摂津市駅付近を連続立体交差化するため、新たに「都市高速鉄道第0-1号阪急電鉄京都線」を追加するとともに、関連する「都市計画道路3・2・224-2号千里丘寝屋川線」の変更を行うものであります。

阪急電鉄京都線は、大阪府の梅田から、京都府の河原町^{かわらまち}を結ぶ鉄道であり、摂津市駅を中心とした、摂津市の正雀^{しょうじゃく}駅^{えき}から、茨木市の南茨木駅までの、今回、連続立体交差化する区間につきましては、現在、道路と平面交差しており、5箇所の踏切が存在いたします。

このうち、2箇所の踏切につきましては、ピーク時において、1時間あたり40分以上遮断されている「開かずの踏切」となっております。このため、慢性的な交通渋滞や事故の発生に加え、市街地が分断されているなどの様々な問題が生じております。

このような状況を解消するため、連続立体交差事業により鉄道を高架化し、都市交通の円滑化と地域の活性化を図ろうとするものであります。

こちらは、縦断概略図となっております。黒線が現在の線、赤線が高架化後の線を表わしております。この区間において、今回新たに摂津市駅が高架化し、踏切が5箇所除去されます。

都市計画の内容といたしましては、摂津市阪急正雀地内から、茨木市

^{てんのう}天王二丁目地内までの延長約2,550m区間につきまして、新たに「都市高速鉄道第0-1号阪急電鉄京都線」の都市計画決定を行うものであります。

このうち、線路の施工基面が地表面より概ね5m以上高くなる延長約1,430mの区間につきましては、「嵩上式」それ以外の区間は「地表式」としております。

本高速鉄道の幅員につきましては、高架構造部を、約9.9mとしております。また、高架の高さが低くなっていく区間におきましては、信号BOX構造分も含む、約11.9mとしております。さらに、摂津市駅部につきましては、高架となる駅舎に必要な区域を定めております。

次に、連続立体交差事業に関連する都市計画道路の変更につきまして、ご説明いたします。

府決定の路線である、摂津市域における千里丘寝屋川線につきましては、JR京都線千里丘駅前を起点に、茨木市域の千里丘寝屋川線を経由し、淀川付近を終点とした延長約2,510m、代表幅員32m、4車線の都市計画道路であり、JR千里丘駅前に千里丘東駅前交通広場約4,400㎡が計画決定されております。

このうち、JR千里丘駅前から、府道大阪中央環状線までの区間につきましては、府道さわらぎひがしせんりおか沢良宜東千里丘停車場線と一部重複しておりますが、都市計画決定後、約50年経過している現在も、未整備となっております。

今回、阪急電鉄京都線の連続立体交差事業の実施に伴い、交差する本路線の未整備区間の都市計画について検討した結果、自動車の交通処理機能として、車道4車線の必要性は低く、一部重複している府道沢良宜東千里丘停車場線におきまして、既に確保されている車道2車線で対応できるものと考えております。

このうち、阪急電鉄京都線交差部から、府道大阪中央環状線までの延長約710mの区間につきましては、将来的にも都市計画道路としての整備予定がないことから、今回、都市計画を廃止するものであります。

次に、JR千里丘駅前から、阪急電鉄京都線交差部までの延長約450m区間につきましては、駅直近であり、自転車や歩行者の通行空間を確保する必要性が高いことから、車道2車線に加えて歩行者、自転車の通行空間として、4.5mを確保するものとし幅員を25mから16mに、車線数を4車線から2車線に、名称を、3・2・224-2号千里丘寝屋川線から、3・4・224-26号千里丘東駅前線に変更を行うものであります。

また、残る千里丘寝屋川線の整備済み区間につきましては、名称をそのままに、延長を約2,510mから約1,350mに変更するものであります。

なお、本案件に関連して、摂津市決定案件として、鉄道の環境側道の決定及び阪急電鉄京都線と交差する道路の変更等の案件が、1月31日に開催された摂津市都市計画審議会において、承認されております。

本案件につきまして、昨年8月に摂津及び茨木市民の皆様を対象に3回の地元説明会を開催し、変更内容につきまして、説明を行いました。

また、9月28日に公聴会を開催したところ、1件の公述がありました。

さらに、12月12日から26日までの2週間、都市計画法第17条に基づく案の縦覧を行いましたところ、1通の意見書が提出されました。

公聴会における公述の要旨と大阪府の見解につきましては、お配りしております、資料3-1に記載しており、また、意見書の要旨と大阪府の見解につきましては、お配りしております、資料4に記載しております。

公聴会における1件の公述及び案の縦覧における1通の意見書の概要に

つきましては、同様の主旨であり、次の通りでございます。

千里丘寝屋川線の廃止について反対する。

廃止区間は、JR千里丘駅と大阪モノレール沢良宜駅とが近距離でアクセスできる道路である。

20年程前より、通学路での危険な個所の改善を要望し、都市計画道路が出来るまで待つてほしいとのことであった。

自動車教習所から中環へ向かう見通しの悪い下りカーブでは、幅員も狭く、車道に電柱が建っていて、対向車と歩行者がいると、一時停止をしなければ、歩行者に接触してしまう。

我々の自治会付近の約250世帯は、自動車教習所入口横の車1台がギリギリ通れる川沿いの道路を使用している。対向車が進入してきた場合、通行が解消するまでに時間がかかっている。道路の幅が広くなれば、また、都市計画道路が出来れば、緊急車両が通行でき、住民の安全が保てる。

自治会の周りで、毎年空き巣が有り、入口が1つの住宅街で、乗り物での追走手段が目撃されないような地形となっている。都市計画道路が出来れば、通り抜けが出来て、空き巣被害も必ず減少する。というご意見でございます。

これに対する府の見解は、本路線の未整備区間の都市計画について検討した結果、車道4車線の必要性は低く、現道で処理可能と考えております。

また、本路線の阪急電鉄京都線交差部から府道大阪中央環状線までの区間につきましては、将来的に都市計画道路としての整備予定がなく、土地所有者に対し、今後も長期的な制限を課すことについて見直すべきと判断し、都市計画を廃止しようとするものであります。

なお、生活道路における諸課題につきましては、地元自治体に申し伝えるとともに、ご指摘を頂いた区間における交通安全対策につきましては、

現地の交通状況等を総合的に勘案しながら、府道の道路管理者として、実施可能な安全対策を検討してまいります。

最後に、本案件の変更内容につきまして、都市計画法第18条に基づき関係市の意見を聴きましたところ、茨木市から意見をいただいております。茨木市からの意見の概要と大阪府の見解をご説明いたします。

都市計画道路の廃止に伴い、茨木市と摂津市と連携して、引き続き地域の課題解決に努めること。

これに対する府の見解は、府道における歩行者・自転車等の交通安全対策につきましては、両市と連携を図りながら、府道の道路管理者として実施可能な安全対策を検討してまいります。

説明は以上でございます。

【小林 会長】 ただいま幹事から説明を受けました議案につきまして、御意見や御質問はございませんでしょうか。

【大塚 委員】 茨木市の副市長の大塚でございます。臨時委員として、この議案に参画をさせていただいています。

この都市計画都市高速鉄道の変更、阪急京都線と摂津市駅付近の立体交差と千里丘寝屋川線等の変更について、市として、異議はございません。これらについては、適正に進められているというふうに考えておりますし、特に、連続立体交差化につきましては、これは非常に長年にわたる課題でございます。この都市計画の決定、変更を計画的に進められることを期待しているところでございます。

ただ、千里丘寝屋川線の一部区間の廃止につきましては、先ほど幹事のほうから非常に詳しく説明をいただいたところでございますが、市の都市計画審議会の中でもいろいろ議論になりました。

本市といたしましても、地元の住民の皆さん方が、この都市計画道路の

整備によって交通環境が改善をする地域の課題解決につながるというような、非常に大きな期待を抱いておられたところもございます。今回の廃止に伴いまして、都市計画審議会におきましても、府と市、また摂津市さんと連携をして、それらの課題解決に取り組むということが意見としてまとめられているところがございますので、今後ともそういうことを踏まえて、これからさらに連携しながら取り組んでいきたいなという考えでいるところがございますので、よろしく願いをいたします。

【小林 会長】 ありがとうございます。

そのほか、御意見、御質問はございませんか。

よろしいですか。

それでは、表決に入りたいと思いますが、まずこの2議案について、一括して表決を行うことに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【小林 会長】 それでは、御異議がないようですので、この2議案については、一括して表決を行います。

議第417号、議第418号を原案どおり承認することについて、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【小林 会長】 御異議がないようですので、原案どおり可決します。

次に御審議いただきますのは、議第419号でございます。その内容について、幹事に説明をさせます。

6 議第419号「南部大阪都市計画緑地の変更」について

【幹事 大森計画推進課長】 議第419号「南部大阪都市計画緑地の変

更」につきまして、御説明いたします。

資料1、議案書の25ページから27ページ、資料2、議案書資料の23ページから25ページでございます。

本案件は、泉佐野市、田尻町および泉南市の臨海部に位置し、りんくうタウンに計画された都市計画緑地りんくう公園につきまして、泉南市域において一部区域の変更を行うものでございます。

りんくうタウンは、関西国際空港機能の支援・補完、地域の環境改善を図るとともに、併せて地域の振興に資することを目的に、昭和61年度から大阪府において基盤整備を進め、平成8年の秋にまち開きを行い、20年を経過した平成29年1月末時点で、事業用地の約97.8%で企業立地契約が進み、特に泉南市域においてはほぼ100%となっております。

りんくう公園は、国際空港の玄関口にふさわしい景観の創造を図るために計画された、りんくうタウンの海沿いに広がる都市計画緑地でございます。平成3年に一部区域を都市計画決定したのち、平成7年に泉南市域部分を追加し、現在は全体面積約61.2haとなっております。公園としては平成8年に当初の開設を行い、現在、泉佐野市と田尻町にまたがるシンボル緑地及びシーサイド緑地の一部の約19.1haを開設しておりますが、泉南市域では約21.3haが現在未整備となっております。

りんくう公園に関わる泉南市の計画といたしましては、平成27年7月に策定した都市計画マスタープランにおいて、りんくう公園エリアを、にぎわいと交流やみどりの骨格となる緑地として、全ての人が憩い・交流できる公園整備を図ることとしており、また、平成27年10月に策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略において、新たな都市公園として整備し、レクリエーションゾーンとして、まちづくりの拠点とすることとされております。

泉南市域のりんくうタウンでは、朝市でにぎわう「岡田漁港」や地元でとれた食材を提供し賑わう「サザンぴあ」、多数の来客者がある「大規模小売店舗」、夏には海水浴場として多くの来場者で賑わう「タルイサザンビーチ」、少年野球などで多数の利用がある「泉南市民球場サザンスタジアム」、災害時に活動の拠点となる「大阪府南部広域防災拠点」などが立地しています。

こうした周辺でのにぎわい施設などの増加を受けて、泉南市域の未整備のりんくう公園区域については、公園の早期整備により、りんくうタウンのさらなる活性化への貢献や、にぎわい機能の強化が望まれています。

以上のような方針を受け、現在泉南市では官民連携での公園づくりを計画しており、その整備イメージは、サザンスタジアムやタルイサザンビーチ周辺では「レジャー・スポーツゾーン」や「マリンスポーツゾーン」、サザンぴあ周辺は「地域活性化ゾーン」、岡田漁港周辺は「フィッシャーマンズワーフゾーン」としております。このうち「レジャー・スポーツゾーン」において、今回、公園機能の向上及びりんくうタウンの活性化を図るため、りんくう公園の一部区域の変更を行い、泉南市と連携して公園の早期整備を目指すものであります。

変更内容について御説明します。場所は、りんくうタウンを南北に貫く主要幹線道路である府道泉佐野岩出線と、泉南市の中心部を東西に結ぶ市道^{しんだちたるい}信達樽井線の交差する位置にあります。このうちサザンスタジアムが立地している区域約1.2haをりんくう公園の区域に追加し、野球場としての運動施設の機能を取り入れることにより公園機能の向上を図ります。

また、サザンスタジアム向かい側のりんくう公園の一部区域約1.2haにおいて、泉南市及びりんくうタウンのまちづくりの拠点とするため、公園の都市計画を廃止し、都市公園では設置ができない交流・レクリエー

ションの拠点となる民間の施設を誘致します。さらに、施設への来場者を公園区域に誘導するエントランスとしても活用し、施設の来場者が公園を訪れたり、公園の来場者が施設を利用するなどの相乗効果を期待することができ、公園とまちとの一体的な利用を図ります。

以上のことから、「南部大阪都市計画緑地第0-2号りんくう公園」における変更内容としましては、泉南市りんくう南浜地内において、一部区域の追加及び廃止を行い、面積は、変わらず約61.2haのままとなります。

なお、本案件に関連する泉南市決定の案件としましては、地区計画及び用途地域の変更があります。りんくう公園の都市計画を廃止する区域においては、地区計画において、公園との一体感を持たせるよう、「歩行者の回遊性向上のため、公的空間を確保し、壁面後退部分は緑地帯の整備に努める」とされています。

また、用途地域につきましても、地域全体の活性化を図るため、公園区域全体を含めて第一種住居地域及び準工業地域から近隣商業地域に変更されます。これらの案につきましては、本年1月17日に開催されました泉南市都市計画審議会において承認されております。

本案件につきまして、平成28年9月に地元説明会を開催し、変更内容の説明を行いました。また、公聴会での公述の申出及び都市計画法第17条に基づく案の縦覧に対する意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。

【小林 会長】 ただいま幹事から説明を受けました議案につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

御意見、御質問がございませんので、表決に入ります。

議第419号を原案どおり承認することについて御異議ございませんで

しょうか。

(「異議なし」の声)

【小林 会長】 御異議がないようですので、原案どおり可決します。

次に御審議いただきますのは、議第420号でございます。その内容について、幹事に説明をさせます。

7 議第420号「大阪都市計画河川の変更」について

【幹事 大森計画推進課長】 議第420号「大阪都市計画河川の変更」につきまして、ご説明いたします。

資料1、議案書の29ページから31ページ、資料2、審議会資料27ページから31ページでございます。

議案の説明に入る前に、寝屋川流域の総合治水対策について説明いたします。寝屋川は、生駒山地を源に各支川を合わせ、旧淀川の一部、いわゆる大川に合流する一級河川でございます。寝屋川流域は大阪市東部を含む12市にまたがっており、その面積は267.6km²で大阪府の約7分の1であるのに対し、流域の人口は大阪府の約3分の1もあり、市街化の進展に伴い、資産が蓄積されている状況です。その流域面積の約4分の3の地域は、地盤が淀川や大和川より低く、雨水排水をポンプ施設などに頼らなければならない、「内水域」となっております。また、寝屋川流域では、市街化の進展が進んでおり、雨水を土地にとどめる保水・遊水機能が低下しているため、雨水がすぐに大量に水路や下水道に流入することとなり、それらの処理能力を超える雨が降ると容易に浸水が起これ、これまで大規模な浸水被害が度々発生しております。そのため、寝屋川流域では、河川改修、北部、南部2本の地下放水路、遊水池、及び流域調節池の整備等の

総合治水対策を進めております。

寝屋川北部地下放水路は、寝屋川流域の北部を東西に縦貫する位置に、主に道路の下等に地下トンネルを掘り、河川や下水道から雨水を取り込んで、最終的に西端の大川に排水するという施設であり、鶴見緑地付近より東側につきましては、既に整備済みで、貯留施設として運用を行っております。

寝屋川北部地下放水路全体のうち、今回変更いたします、大阪都市計画河川第1号寝屋川北部地下放水路につきましては、最下流部である大阪市都島区から、守口市を經由し、大阪市と門真市の境界である大阪市鶴見区までの延長約6kmの地下放水路であり、管渠、最下流部のポンプ場、排水路、吐口、及び取水施設について、平成2年度に都市計画決定されております。

今回、近年のゲリラ豪雨などの災害に早急に対応するため、早期整備が可能な用地買収不要の大深度地下を活用するとともに、昨年末に都市計画決定された大阪門真線いわゆる（仮称）淀川左岸線延伸部と位置関係の調整を行いました。

まず、高層建築物の基礎杭等の影響の無い深さ約70mの大深度地下を使用するため、一部の区間において、新たに立体的な範囲を定めるものです。また、地下放水路上空の土地利用を促進するため、都市計画法に基づく建築許可が不要になるように、今回、立体的な範囲に合わせ、地下放水路からの離隔距離の最小限度と、建築物による載荷重の増分の最大限度を定めております。なお、地上に道路などの公共用地が確保されている区間については、立体的な範囲を定めておりません。立体的な範囲を定める区間は、ポンプ場から都島本通交差点までの区間を立体的な範囲として定めることとし、また、都市計画道路豊里矢田線から国道479号いわゆる内

環状線までの、都市計画道路都島茨田線^{みやこじままつた}の未整備区間を立体的な範囲として定めることとしております。

次に、大阪門真線との位置関係につきましては、当初、都島茨田線の北側に計画されていたものを、北側に大阪門真線、南側に本放水路と、位置の変更を行います。また、大阪門真線と並行しない都島通につきましては、当初北側に計画されていたものを、道路中央部に変更します。

さらに、城北川取水施設については大深度地下の使用に伴い、城北川から取水した水について、地上からの落差が大きくなり、落下する水の勢いを抑制する必要があるため、構造を大きくするなど、区域を拡大することとしています。具体的には、敷地面積約1,100㎡であった計画を、約9,130㎡に変更しております。

また、鶴見立坑につきましては、当初、別ルートで放流を計画していた守口調節池を、寝屋川北部地下放水路に合流するように計画を変更したため、今回新たに都市計画に位置付けるものです。具体的には、約350㎡の立坑を追加しております。

幅員の変更につきましては、現計画では、最大11.8mとなっている管径を、鶴見立坑で守口調節池と合流することによる、下流部の流量増加に対応するために管径を拡大している他、大深度地下使用として都市計画に立体的な範囲を定める区間においては、維持管理に必要な区域を含め、最大14.5mに変更しております。なお、既に公共用地となっており、民間の建築物が建たない区間については、立体的な範囲を定めておりません。

以上の内容を踏まえ、今回の都市計画変更の内容につきましては、一部区間における立体的な範囲の追加、線形の変更、及び幅員を変更するとともに、延長を約6,080mから約5,980mに変更しております。さ

らに、城北川取水施設の区域を変更するとともに、鶴見立坑を追加しております。

この案件につきまして、平成27年12月に地元説明会を開催し、変更内容の説明を行いました。また、公聴会での公述の申し出及び都市計画法第17条に基づく案の縦覧に対する意見書の提出は、ございませんでした。

説明は以上でございます。

【小林 会長】 ただいま幹事から説明を受けました議案につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、議第420号を議案どおり承認することについて御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【小林 会長】 御異議がないようですので、原案どおり可決いたします。

次に御審議いただきますのは、議第421号でございます。その内容について、幹事に説明をさせます。

8 議第421号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置（枚方市）」について

【幹事 枚方市島田都市整備部長】 枚方市都市整備部長の島田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議第421号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」について御説明いたします。

本議案は、資料1、議案書の33ページから35ページ、資料2、議案

書資料の33ページから35ページでございます。

本日御審議いただきます案件は、建築基準法第51条のただし書きの規定に基づき、特定行政庁であります枚方市が民間事業者の産業廃棄物処理施設の建築許可を行うに当たり、都市計画上支障がないことについて本審議会にお諮りするものでございます。

初めに、建築基準法第51条の概要について御説明いたします。

建築基準法第51条では、卸売市場やごみ焼却場、その他政令で定める処理施設などを建築をする場合には、周辺の環境に与える影響が大きいことから、原則的にその敷地の位置が都市計画において決定されている必要があります。

しかし、同条のただし書きの中で、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、都市計画決定されていなくとも建築可能となります。

また、この条項で位置の制限を受ける施設には、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設が該当し、一般廃棄物処理施設は枚方市都市計画審議会に、産業廃棄物処理施設は大阪府都市計画審議会の議を経ることが必要となります。

なお、本案件の処理施設はどちらの施設にも該当し、既存の施設の敷地の位置と処理能力が変更となりますことから、建築基準法第51条ただし書きの規定による許可を再度必要とするものでございます。

それでは、本案件について御説明いたします。

本案件の計画は、既存の家電リサイクルプラントの敷地を増設し、倉庫4棟等を増築するものでございます。

本案件の敷地の位置ですが、枚方市の中南部に位置し、市街化区域内で枚方市春日北町二丁目でございます。

増設する施設は既設の敷地の西側に隣接し、用途地域は全て工業専用地域に指定されております。

こちらの写真は既存施設を南側から撮影したものでございます。

次に、施設の概要について御説明いたします。

処理施設の種類は、家電リサイクルプラントで、一般廃棄物処理施設であるごみ処理施設と産業廃棄物処理施設である廃プラスチック類の破碎施設を有しております。

また、廃棄物の処理方法ですが、エアコンや冷蔵庫、洗濯機などの特定家庭用機器廃棄物を解体・破碎・選別を行い、素材の再資源化を行うものでございます。

次に、これまでの経緯を御説明いたします。

本施設は、民間の事業者が平成13年4月から特定家庭用機器再商品化法、いわゆる家電リサイクル法の施行に合わせて、家電リサイクルプラントを設置し、現在も操業を続けております。

なお、この施設を設置するに当たり、平成11年10月に枚方市都市計画審議会、同年11月に大阪府都市計画地方審議会の議を経て、平成12年3月に建築基準法第51条ただし書きの規定により建築物の敷地の位置と処理能力についての許可を、同日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃棄物処理法では、一般廃棄物の処理施設の設置及び産業廃棄物処理施設の設置について許可を得ております。

また、廃棄物処理法においては、平成16年3月に今回変更しようとする処理能力について、既に変更許可を得ております。

次に、本計画の概要について御説明いたします。

こちらは土地利用計画図でございます。

右側の赤色部分が既存の施設で、左側の青色部分が増設する敷地でございます。

います。

まず、敷地面積ですが、既設部分が8,681.69平方メートルで、変更部は約14,200平方メートルとなります。

次に、延べ面積ですが、処理施設には変更はございません。

しかし、倉庫等の延べ面積は倉庫4棟と駐輪場を増築するため、既存の37.32平方メートルから変更後は約4,000平方メートルとなります。

また、処理能力につきましては、繁忙期に対応するため、稼働時間を延長することにより、1日当たり93トンから186トンに変更するものでございます。

なお、処理機械の増設は行わず、既存の機械をそのまま使用して操業いたします。

こちらの写真は増設する敷地を既設の施設から西側に向けて撮影したものでございます。

現況は更地となっております。

次に、周辺の土地利用について御説明いたします。

敷地境界線から300メートル程度の範囲におきまして、建物用途別現況図をお示ししております。

青色で示されているのが工場施設で、水色は倉庫などの施設を示しております。

敷地の周辺には工場施設が多く立地しており、南西に位置する市街化調整区域は農地として利用されております。

直近の住宅は、当該敷地から北側約400メートルのところであり、また公益施設である保育園までは南東に400メートル離れております。

また、近接する住居系の用途地域は南東に位置する第一種中高層住居専

用地域で、約400メートル離れております。

次に、本計画に当たり、周辺環境への配慮といたしまして、今回法律や条例により求められてはおりませんが、事業者において自主的に生活環境影響調査と地元住民説明会を行っております。

まず、生活環境影響調査について御説明いたします。

調査項目は、施設の稼働及び運搬車両の走行について、それぞれ大気質、騒音、振動の調査・分析を行っております。

調査地点につきましては、図のとおりでございます。

こちらは、調査・分析した結果でございます。

それぞれの調査の結果、現況調査結果と予測調査結果との間において、有意な値の差はないことから、変更内容による周辺環境への影響は軽微であると評価できるとされております。

次に、地元住民説明会でございますが、事業者が主催者として、平成28年8月27日に実施しております。対象として、地元自治会の全戸920戸に案内され、計27名の方が御出席されております。

説明会では、反対意見等はなかったと事業者より報告を受けております。

なお、本案件につきましては、平成28年11月17日に枚方市都市計画審議会で審議し、同日で承認をいただいているものでございます。

説明は以上でございます。

【小林 会長】 ただいま幹事から説明を受けました議案につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、御意見、御質問がございませんようですので、表決に入ります。

議第421号を原案どおり承認することについて、御異議ございません

か。

(「異議なし」の声)

【小林 会長】 御異議がないようですので、原案どおり可決します。

続きまして、「都市計画公園のあり方」について、幹事から説明がございました。

9 「都市計画公園のあり方」について

【幹事 増山公園課長】 大阪府都市整備部都市計画室公園課長の増山でございます。よろしくお願いいたします。

報告事項として「都市計画公園のあり方」についてご説明いたします。

お手元に資料5をお配りしておりますが、前方のスクリーンに同じ内容をお示ししますので、スクリーンを用いて説明させていただきます。

まず、検討の背景でございますが、成熟社会への移行、環境問題の顕在化と府民意識の高まり、大規模な自然災害発生リスクの高まり、国際的な都市間競争の激化とインバウンドの増加、投資余力の減少と施設の急激な老朽化など、社会情勢の変化に伴い、都市公園を取り巻く環境が大きく変化しております。

このような周辺環境の変化を受け、国では、「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」を設置し、昨年5月に最終報告が公表されました。

その中で、緑とオープンスペース政策は、その多機能性を都市・市民のために発揮すべく、そのポテンシャルを最大限に発揮させるための政策へ移行すべきとの「基本的な考え方」や、その実現に向けて「重視すべき観点」として、ストック効果をより高めるための、都市全体、まちづくり全

体の視野での発想や、民との連携を加速するための、民間施設との積極的な連携、都市公園を一層柔軟に使いこなすための、まちづくりの一環としてのマネジメントの重要性などが示され、これからのまちづくりに対応した都市公園等のあり方が示されています。

また、本審議会からは、昨年2月に「大阪府における都市計画のあり方」について答申をいただきました。

この中で、大阪の都市づくりの基本目標として、国際競争に打ち勝つ強い大阪の形成、安全・安心でいきいきと暮らせる大阪の実現、多様な魅力と風格のある大阪の創造をお示しいただきました。

一方、周辺環境の変化などに伴い、府営公園をはじめ、各都市公園では新たな課題への対応が必要となっております。

その主な課題として、公園の本来機能の充実やストックの更なる有効活用、都市・まちづくりの課題改善のための都市公園の多機能性のフル活用、「大規模な公園施設の更新」に向けた各施設のあり方の整理、深刻な財政状況下での公園施設・樹木の着実な更新、「収益事業」の導入と公園のサービス向上への還元などへの対応が必要となっております。

このため、以上のような国の動きや大阪府の都市づくりの方向性を踏まえ、「都市計画公園のあり方」を検討し、「都市公園等の課題に対応するための新たな方向性」を整理する必要があります。

この検討にあたっては、主要な都市計画施設の1つとして、都市公園を都市・まちづくりの課題改善に、どのように積極的に活用できるかが、ポイントになると考えております。

そこで、本審議会に常務委員会を設置していただき、都市・まちづくりの観点を中心に、委員の方々の専門的な見地から御意見をいただきながら、「都市計画公園」の核となる府営公園を中心に「都市計画公園のあり方」

を検討していただきたいと考えております。

その上で、平成30年2月頃の都市計画審議会の場で中間報告を、平成30年8月頃の都市計画審議会の場で最終報告をさせていただき、さらに、最終報告で示されます「都市計画公園のあり方」を骨格に、大阪府の行政計画として、「大阪府の公園マスタープラン」案を策定し、平成30年度末を目途に公表してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

説明は以上でございます。

【小林 会長】 ただいまの報告案件につきまして、御説明にございましたように、専門的かつ集中的に検討を進めるために、大阪府都市計画審議会条例第6条に基づいて、常務委員会を設けたいと考えております。

常務委員会の設置の件も含めまして、ただいまの説明に対して御質問、御意見はございますか。

よろしゅうございますか。

それでは、常務委員会の設置につきまして御了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声)

【小林 会長】 常務委員会の委員につきましては、当審議会委員、外部からの学識経験者の方々を中心に選任することとし、委員の選任につきましては、私に御一任いただけますでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

【小林 会長】 それでは、御了承いただけましたので、本年6月ごろに常務委員会を設け、来年2月ごろに開催を予定しています審議会で中間報告をさせていただきたいと思っております。

委員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

なお、常務委員会の委員の選任結果等につきましては、適宜委員の皆様
に御報告させていただきます。

以上で本日の全ての審議は終了いたしました。

本日、御審議いただきました議案につきましては、直ちに事務局に必要な
な手続を進めさせます。

委員の皆様方におかれましては、円滑な議事の進行に御協力いただき、
ありがとうございました。

では、事務局にお返しいたします。

10 閉会

【司会】 長時間にわたる御審議、ありがとうございました。

本日の御審議を踏まえ、大阪府において必要な手続を進めてまいります。

以上をもちまして、平成28年度第3回大阪府都市計画審議会を閉会い
たします。

本日はどうもありがとうございました。

(午前11時15分)